

## セグメント情報について

### 1. 概要と視点

- 令和 5 年 5 月に改正された私立学校法に学校法人会計基準が位置づけられたことにより、利害関係人及び債権者に対して計算書類等を開示するものとなっている（第 106 条第 3 項第 4 項）。さらに、大臣所轄学校法人等については「何人」に対しても計算書類を開示するものとなっている（第 149 条、第 151 条）。
- セグメント情報の開示について法定されているわけではないが、大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改革特別委員会による「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和 4 年 3 月 29 日）において、「計算書類においては、セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報を表示していく方向で検討すべきである。」とされていることを踏まえ、セグメント情報について検討するものである。
- この点、セグメント情報に類するものとして現行の学校法人会計基準に基づいて作成される収支計算書の内訳表があることから、セグメント情報の様式の検討にあたっては、当該内訳表を参考とする。
- なお、これらの内訳表について、既に約 20%の学校法人において Web ページに開示している現状も検討の際に参考とする。

### 2. 学校法人（準学校法人含む）の特徴

- 学校法人、準学校法人は教育研究事業を主たる事業とするほか、一定の事業規模の範囲内で教育事業に付随して行われる事業（付随事業）及び収益事業を行うことができる。
- 学校会計は教育研究事業、付随事業の会計であり、収益事業は別会計となる。
- 保育事業は付随事業に含むが、他の付随事業と異なり、資金収支内訳表においては独立区分を設けることとされる。
- 一定の学部学科においては附属施設（附属病院、農場、演習林等）の設置義務がある。附属施設にかかる経理も学校会計に含まれる。
- 大学、短期大学、高等専門学校は、高等教育機関として長期的かつ安定的な運営が特に求められるとともに、基本的には全国を対象に学生募集を行うことから、ステークホルダーが特に広範にわたる。
- それ以外の学校等である高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校は、中高一貫校等の形態や地域性等の観点から、学校ごとに区分することが困難なケースも少なからず想定される。
- 病院は、附属施設の中でも財務規模が大きく、活動に診療行為を含みステークホルダーの

範囲に特徴がある。

### 3. 審議事項

#### (1) セグメント区分方法の考え方と具体的内容

	区分方法	考え方	他制度での採用事例
案 1-1	拠点区分別(設置学校・附置機関別)	活動拠点の単位を考慮して区分する方法 組織単位に着目して拠点区分を設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行の資金収支内訳表、事業活動収支内訳表</li> <li>● 国立大学法人、公立大学法人(セグメント情報の開示)</li> </ul>
案 1-2	拠点区分別(キャンパス別)	活動拠点の単位を考慮して区分する方法 場所・施設単位に着目して拠点区分を設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉法人(拠点区分の計算書類)</li> </ul>
案 2	事業種類別	製品の種類・性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して区分する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉法人(事業区分の各内訳表)</li> <li>● 公益法人(事業区分の各内訳表)</li> </ul>
案 3	マネジメント・アプローチ	経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者が企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎とする方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業会計(セグメント情報の開示)</li> </ul>

#### 【各案の特徴】

- 拠点区分別(設置学校・附置機関別)を取った場合、セグメント情報の比較可能性の面で有利である。各法人で学校単位という視点が共通した要素であり、比較可能性がある。また、学部・学科・学校単位で収支予算管理がされる場合、予算管理の区分とセグメント区分が整合する。
- 拠点区分別(キャンパス別)を取った場合、キャンパスごとの財務状況を表すこととなる。財務情報の閲覧者にとって、キャンパスの移転や撤退といった予測をするうえで有用と思われる。
- 事業種類別を取った場合、学校法人の事業はほぼ教育研究事業に集約されると考えられ、セグメントに区分開示する意義が薄まるおそれがある。
- 附属病院を独立した医療事業と見る考え方もあるが、附属病院は医科・歯科系学部の教育研究の場でもあり、明確に区分できない場合がある。

- マネジメント・アプローチを取った場合、学部・学科・学校単位で収支予算管理がされると仮定すると、結果的に拠点区分別（設置学校・附置機関別）とほぼ同一のセグメント区分になる。
- 収益事業は別会計であり、計算書類の注記ないし附属明細書にセグメント情報を開示する場合、開示方法については更なる検討が必要である。

#### 【採用する考え方】

- 学校法人の特徴を踏まえ、セグメント区分の考え方については、拠点区分別（設置学校・附置機関別）（案 1-1）を採用する。
- 具体のセグメント区分については、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、事業活動収支計算書のセグメント別の明細を表示する。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する（資料 1 - 3 例①）。
  - ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
  - ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）並びに私立専修学校及び私立各種学校
  - ③ 病院
  - ④ その他（学校法人部門、病院以外の附置機関、保育所、学校法人共通）
- ただし、上記②については、複数ある場合、それらの一部又は全部を一括して一つのセグメント区分とすることができる（上記③についても同様とする）
- ④については、かっこ書きに記載の個々の区分について、一つのセグメント区分とすることができる。
- 「その他」に含まれる主要な事業等の内容について注記する。
- 「その他」以外で表示すべきセグメントが一のみの法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できる。  
（例：設置学校が1つの大学のみで病院なしの場合、幼稚園と保育所のみの場合等）
- 学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、上記①～④に加えて、詳細なセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではなく、むしろ、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示することが望まれる。

## （2）測定方法（配分基準）

#### 【これまでの意見等】

- 現行の資金収支内訳表の配分基準は実態を表しておらず、ステークホルダーに対して開示する情報として不適切であるため、按分する基準として、現行の資金収支内訳表作成の配分基

準とは別に、経済実態をより適切に表す配分基準が必要という意見が出ている（日本公認会計士協会等）。

- 一方で、私学助成を受ける学校法人は、改正私学振興助成法施行後も、各収支内訳表を作成する必要がある。
- 計算書類でセグメント情報の記載を求めた場合、私学法に基づきセグメント情報を、私学助成法に基づき収支内訳表を作成することとなり、似たような書類を 2 つ作る重複感が生じる課題がある。
- セグメント情報のために「経済実態をより適切に表す配分基準」の策定を義務づけると、1 つの共通経費を 2 種類の基準で 2 回按分作業を行うこととなり、事務負担が増加する。

### 【採用する考え方】

- 原則的な配分基準として「経済実態をより適切に表す配分基準」を採用することとしつつ、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用し、その旨注記することとする。
- 但し、原則的な配分基準の策定は技術的な困難があり、技術的な困難を解消するための検討には 1 年程度を要すると見込まれることから、当面の間は、例外的に現行の「資金収支内訳表の配分基準」を採用する。
- 例外的な配分基準を採用している間の限定的な取扱いとして、(1) の①、③を集約可能（資料 1 - 3 例③）とし、原則的な配分基準が策定できた段階で (1) に示したセグメント区分（資料 1 - 3 例①）に移行する。